

医政発 0909 第 28 号
令和 3 年 9 月 9 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の施行等について」等の
一部改正について

令和 3 年 3 月 23 日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「生命・医学系指針」という。）が告示され、同年 6 月 30 日に適用された。

生命・医学系指針の適用等に伴い、今般、「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の施行等について」（平成 27 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 69 号。以下「平成 27 年通知」という。）の一部を別添 1 のとおり改正し、平成 27 年通知の様式第 7 を別添 2 のとおり変更するとともに、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知。以下「平成 5 年通知」という。）を別添 3 のとおり改正し、平成 5 年通知の様式第 8 を別添 4 のとおり変更し、本日から適用することとしたので、その内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いします。

なお、改正後の平成 27 年通知及び平成 5 年通知の全文は、それぞれ参考 1 及び参考 2 のとおりである。

以上